エクセルインホテル宿泊約款

（本約款の適用）

第1条　当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。

2.　当ホテルは、前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じることが出来ます。

（宿泊引受けの拒絶）

第2条　当ホテルは次の場合には、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

（1）　宿泊の申し込みが、この約款によらないものであるとき。

（2）　満室（員）により客室の余裕がないとき。

（3）　宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

（4）　宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

（5）　宿泊に関し特別の負担を求められたとき。

（6）　天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来　ないとき。

（7）　宿泊しようとする者が、泥酔者で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき、宿泊者が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

（8）　過去に第 12 条の適用を受けた者であるとき。

（氏名等の明告）

第3条　当ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊の申し込み（以下「宿泊予約の申し込み」という。）をお引受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。

（1）　宿泊者の住所、氏名、性別、国籍、及び職業。

（2）　その他、当ホテルが必要と認めた事項。

（予約金）

第4条　当ホテルは、宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には期限を定めて、宿泊期間（宿泊期間が3日を越える場合は3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

2.　前項に定める予約金を収受した場合、その取り扱いは次の各号に掲げるとおりといたします。

（1）　宿泊予約に基づき宿泊を開始した場合、宿泊料金の一部もしくは全部に充当します。

（2）　第5条に定める違約金が発生した場合、その違約金の一部もしくは全部に充当し、残額があれば返還いたします。

（3）　第6条に定める宿泊予約の解除が発生した場合、第1号に基づいてすでに宿泊料金に充当された分があればその金額を差し引き、残額があれば返還いたします。

（予約の解除）

第5条　当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を取消したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。但し、団体客（ペイイングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ）の一部について宿泊予約の取消しがあった場合には、宿泊日の10日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申し込みをお引き受けした日）における宿泊予約人数の10%にあたる人数(端数が出た場合には、切り上げる）についてはこの限りではありません。

違約金申し受け規定

(1)　一般客

イ.　宿泊日の前日に取消した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%。

ロ.　宿泊日当日に取消した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の80%。

(2)　団体客

イ.　宿泊日の9日前の日から宿泊日の2日前の日迄に取消した場合の宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の10%。

ロ.　宿泊日の前日に取消した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%。

ハ.　宿泊日当日に取消した場合、宿泊者１人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の80%。

2.　当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊日当日の午後9時(あらかじめ予約到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により取消されたものとみなし、処理することがあります。

3.　前項の規定により、取消されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等、公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが証明されたときは、第1項の違約金は頂きません。

第6条　当ホテルは、他を定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することが出来ます。

(1)　第2条第3号から第8号までに該当することとなったとき。

(2)　第3条第1号または、第2号の事項の明告を求めた場合において、期限迄にそれらの事項が明告されないとき。

(3)　第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限迄にその支払いいがないとき。

2.　当ホテルは、前項の規定により、宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還いたします。

(宿泊の登録)

第7条　宿泊者は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を当ホテルに登録して下さい。

(1)　第3条第1号の事項。

(2)　外国人にあっては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。

(3)　出発日及び時刻。

(4)　その他、当ホテルが必要と認めた事項。

(チェックアウトタイム)

第8条　宿泊者が、当ホテルの客室をおあけ頂く時刻(チェックアウトタイム)は、　午前10時とします。

2.　当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムを超えて客室の使用に応ずる場合があります。この場合には、次に掲げるとおりの追加料金を申し受けます。

追加料金

(1)　午後1時まで・・・一泊客室料金の30%

(2)　午後3時まで・・・一泊客室料金の50%

(3)　午後3時すぎ・・・一泊客室料金の全額

3.　当ホテルは、連泊のお客様については、チェックアウト日を除く宿泊期間内に限り、午前10時を超えて客室の利用が出来るものとします。但し、客室の利用が午後1時を超える場合、当日のお部屋の掃除、シーツ類の交換は行わな

いものといたします。

（料金の支払い）
第9条　料金の支払いは、通貨または当ホテルが認めた旅行小切手もしくはクーポン券により、次の各号の要領でお支払い下さい。但し、個人小切手は取り扱っておりません。
（1）　客室料金は宿泊者がチェックインする際に、当ホテルのフロントにお支払い下さい。
（2）　前号を除き、当ホテル内において発生する料金は、当ホテルが指定した時期及び場所においてお支払い下さい。
2.　宿泊者が客室の使用を開始した後、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

（貴重品の取扱）
第 10 条　当ホテルは、フロントにおいて宿泊者等からお預かりした場合を除き、当ホテル内及び当ホテル敷地内で発生した貴重品、手荷物に関する事故には一切責任を負いません。

（利用規則の遵守）
第 11 条　宿泊者は、当ホテルが定める当ホテル内における利用規則に従って頂きます。

（宿泊継続の拒絶）
第 12 条　当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。
（1）　第2条第3号から第8号までに該当することになったとき。
（2）　前条の利用規則に従わないとき。

（宿泊の責任）
第 13 条　当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行ったときまたは客室に入ったときのうち、いずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあけたときに終わります。
2.　当ホテルの責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災等の不可抗力の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。

（宿泊契約の解除－反社会的勢力に関する条文）
第 14 条　当ホテルは次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。
（1）　宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による暴力団及びその構成員ならびにその関係者、その他の反社会的勢力であるとき。
（2）　宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
（3）　宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当するものがあるとき。